

改正後

(2) 別表一次葉

		事業年度等	法人名			
法人税額の計算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%又は19%相当額	53		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54		
その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の19%又は23.2%相当額	55		
地方法人税額の計算						
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58		
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算						
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
	法人税額	63		確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71)若しくは(44)+(72)+(73)又は((72)-(45)+(73)-(45の外額))	74	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67				

別表一次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2) 別表一(一)次葉

		事業年度等	法人名			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳						
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39	
地方法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
法人税額の計算						
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
	所得金額 (50)+(51)	52	000	法人税額 (54)+(55)	56	
その他の場合	所得金額 (1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57	
地方法人税額の計算						
	所得の金額に対する法人税額 (33)	58	000	(58)の4.4%相当額	60	
	課税留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61	
この申告が修正申告である場合の計算						
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	62		所得の金額に対する法人税額	70	
	課税土地譲渡利益金額	63		課税留保金額に対する法人税額	71	
	課税留保金額	64		課税標準法人税額 (70)+(71)	72	000
	法人税額	65		確定地方法人税額	73	
	還付金額	66	外	中間還付額	74	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(65)若しくは(16)+(66)又は(66)-(28)	67	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75	
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(73)若しくは(44)+(74)+(75)又は((74)-(45)+(75)-(45の外額))	76	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69				

別表一(一)次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

(削 除)

(3 別表一 (二))

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。
 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

F B 0 7 0 2

平成 年 月 日 事務所 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号
 税務署長殿

納税地 (フリガナ) 事業種目
 法人名 期末現在の出資金の額
 法人番号 旧納税地及び旧法人名等
 代表者 代表者 記名押印
 代表者 住所 添付書類

青色申告 一連番号
 整理番号
 事業年度 (主)
 売上金額
 申告年月日
 申告区分
 法人税 地方法人税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

送付先
 法人税 満期額を
 提出の有無
 税理士法第30条
 の書面提出者
 地方法人税 税理士法第33条
 の2の書面提出者

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四(49)の①)	1	十 千 円	控 除 額 (別表六(一)(6)の②)	13
法人税額 (47)又は(50)	2		外 国 税 額 (別表六(二)(20))	14
法人税額の特留控除額 (別表六(一)(7)の①) + 法人税額の特留控除額 (別表六(一)(7)の②) + 法人税額の特留控除額 (別表六(一)(7)の③) + 法人税額の特留控除額 (別表六(一)(7)の④) + 法人税額の特留控除額 (別表六(一)(7)の⑤)	3		計 (13) + (14)	15
差引法人税額 (2) - (3)	4		控 除 した 全 額 (11)	16
リース特留控除戻税額 (別表六(二)(31))	5		控 除 し け れ な っ た 全 額 (15) - (16)	17
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)(24) + 別表三(一)(25) + 別表三(一)(26))	6	0 0 0	土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)(27))	18
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額 (18) + (19) + (20)	7		同 上 (別表三(二)(28))	19
法人税額計 (4) + (5) + (7)	8		同 上 (別表三(二)(29))	20
控 除 税 額 (別表六(一)(6)の③) + (別表六(一)(6)の④) + (別表六(一)(6)の⑤) + (別表六(一)(6)の⑥) + (別表六(一)(6)の⑦) + (別表六(一)(6)の⑧) + (別表六(一)(6)の⑨) + (別表六(一)(6)の⑩) + (別表六(一)(6)の⑪) + (別表六(一)(6)の⑫) + (別表六(一)(6)の⑬) + (別表六(一)(6)の⑭) + (別表六(一)(6)の⑮) + (別表六(一)(6)の⑯) + (別表六(一)(6)の⑰) + (別表六(一)(6)の⑱) + (別表六(一)(6)の⑲) + (別表六(一)(6)の⑳)	11		所得税額等の課税金額 (17)	21
額この額により納付すべき法人税 (8) - (9) - (10) - (11)	12	0 0	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 差 引 課 税 金 額	22
			計 (21) + (22)	23
			この申告書の添付書類又は欠損金額 (23)	24
			この申告書により納付すべき法人税額又は控除額 (24) + (25)	25
			この申告書により納付すべき法人税額又は控除額 (25) + (26)	26
			額この額により納付すべき法人税 (25) + (26) - (27)	27

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8) + (8の外費)	28	十 千 円	この申告による課税金額	34
所得地方法人税額 (32)	29	0 0 0	この申告書の課税標準法人税額 (30)	35
外国税額の特留控除額 (別表六(二)(30))	31		この申告により納付すべき地方法人税額 (33)	36
差引課税地方法人税額 (29) - (30) - (31) - (32)	33	0 0		
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			送 付 先 銀行 本店・支店 金庫・組合 員 庫 郵便局 本店・支店 郵便番号 郵便番号	
剰余金の配当の分配又は引当の日の日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	

法 0501-0102

税 理 士 署 名 押 印

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等を除く)及び協同組合等の分……平三十・四・一以後終了事業年度等分

改 正 後

改 正 前

(削 除)

(4 別表一(二)次葉)

		事業年度等	.	.	法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	9			地方税法	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(29)のうち少ない金額)	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10			地方税法	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方税法税額	32
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000	37	の 15 % 相当額	44	
	(1)のうち37を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000	38	の 19 % 相当額	45	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000	39	の 22 % 相当額	46	
所得金額	40	000	法人税額	(44) + (45) + (46)		47	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000	(41)	の 15 % 相当額	48	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (41)$	42	000	(42)	の 19 % 相当額	49	
	所得金額	43	000	法人税額	(48) + (49)		50
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額(28)	51	000	51	の 4.4 % 相当額	52		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(53-59)若しくは(53+59)又は(59-53)	53		地方税法	この申告により納付すべき地方法人税額(59-60)若しくは(59+60)又は(60-(59-60))	60	000
	課税土地譲渡利益金額	54			確定地方法人税額	61	
	法人税額	55			欠損金の繰戻しによる還付金額	62	
	還付金額	56	外			63	00
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(53-59)若しくは(53+59)又は(59-53)	57	00				
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	58					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	59					

別表一(二)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

(削 除)

(5 別表一 (三))

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。
 : この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法 8 B 0 0 0 3

納税地 (フリガナ)	電話() -	事業種目	青色申告 一連番号
法人名		旧納税地及び 旧法人名等	整理番号
法人番号		旧納税地及び 旧法人名等	事業年度 (年)
代表者 記名押印		旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
代表者 住所		旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
		旧納税地及び 旧法人名等	送付年月日
		旧納税地及び 旧法人名等	申告区分
		旧納税地及び 旧法人名等	法人税

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日 の計算期間 平成 年 月 日)

適用税額表提出の有無 有 無
 税理士法第30条の書面提出有 有 無
 税理士法第33条の2の書面提出有 有 無

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四(49)の①)	1	十 百 千 円	控 除 税 額 (別表六(一)(6)の②)	15	十 百 千 円
法人税額 (47)	2		外 国 税 額 (別表六(一)(20))	16	
法人税額の特別控除額 (別表六(一)(7)の①)	3		計 (15) + (16)	17	
差引法人税額 (2) - (3)	4		控 除 した 全 額 (11)	18	
リース特別控除取戻税額 (別表六(一)(31))	5		控 除 し な っ た 全 額 (17) - (18)	19	
土利課税土地譲渡利益金額 (別表六(一)(32)・別表六(一)(33))	6	0 0 0	土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)(27))	20	0
同上に対する税額減額	7		同 上 (別表三(二)(28))	21	0
法人税額計 (4) + (5) + (7)	8		同 上 (別表三(二)(29))	22	0 0
控 除 税 額 (別表六(一)(6)の②)	11		この申告による 所得税額の差引金額 (19)	23	
差引所得に対する法人税額 (8) - (9) - (10) - (11)	12	0 0	中 間 納 付 額 (13) - (12)	24	
中間申告分の法人税額 (12) - (13)	13	0 0	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 差 付 金 本 税 額 計 (23) + (24) + (25)	26	
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14	0 0	この申告による 所得税額又は 損失金額 (20)	27	
			この申告により納付 すべき法人税額又は 損失金額 (24)	28	0 0
			この申告による 所得税額 (19)	29	
			この申告による 所得税額 (19)	30	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8) + (8)の外費	31	十 百 千 円	この申告による差引金額 (37) - (38)	39	十 百 千 円
所得地方法人税額 (49)	32		この申告書の 課税標準法人税額 (37)	40	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六(一)(50))	34		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	41	0 0
差引地方法人税額 (32) - (33) - (34) - (35)	36	0 0	差 引 金 額 計 (39) - (40) - (41)		
中間申告分の地方法人税額	37	0 0	銀行 金庫・組合 農協・信託		
差引確定地方法人税額 (36) - (37)	38	0 0	本店・支店 出張所 本附・支附		
決算確定の日 平成 年 月 日			税務署 支店		

法 0201-0103

税 理 士 署 名 押 印

別表一(三) 特定の医療法人の分...平成三十一年四月一日以後終了事業年度等分

改 正 後

改 正 前

(削 除)

(6 別表一(三)次葉)

		事業 年度等	法人名				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人 税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(32) のうち少ない金額)	33		
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	35		
法 人 税 額 の 計 算							
	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の15%相当額	45		
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43)の19%相当額	46		
所 得 金 額	(42) + (43)	44	000	法 人 税 額	47		
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
	課税標準法人税額 (30)	48	000	(48)の4.4%相当額	49		
この申告が修正申告である場合の計算							
法 人 税 前 の 額 の 計 算	所得金額又は欠損金額	50		こ の 地 方 法 人 税 前 の 計 算	課税標準法人税額	57	000
	課税土地譲渡利益金額	51			確定地方法人税額	58	
	法 人 税 額	52			中 間 還 付 額	59	
	還 付 金 額	53	外		欠損金の繰戻しによる 還 付 金 額	60	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (50 - 52)若しくは(50 + 53)又は (53 - 52)	54	外	00	こ の 中 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (58 - 59)若しくは(58 + 59 + 60) 又は((58 - 59) + (60 - (39の外額)))	61	00
計 算	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	55					
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	56					

別表一(三)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(4 別表一の二次葉)

法人税額の計算		連 結 年 度 等	法人名		
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54	
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55	
地方法人税額の計算					
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58	
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69
	課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (62)+(69)	70
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63)若しくは(16)+(64)又は(64)-(28)	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	この申告前の連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (64)-(71)若しくは((64)+(72)+(73))又は((72)-(65)+(73)-(65の外額))	74
翌期へ繰り越す連結欠損金	67				

別表一の二次葉 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(8 別表一の二(一)次葉)

外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳		連 結 年 度 等	法人名		
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「7」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(38)のうち少ない金額)	39	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
法人税額の計算					
(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-50	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
連結所得金額(1) 50+51	52	000	法人税額 50+55	56	
連結所得金額(1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57	
地方法人税額の計算					
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	58	000	(58)の4.4%相当額	60	
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	59	000	(59)の4.4%相当額	61	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算	連結所得金額又は連結欠損金額	62		連結所得の金額に対する法人税額	70
	課税土地譲渡利益金額	63		課税連結留保金額に対する法人税額	71
	課税連結留保金額	64		課税標準法人税額 70+71	72
	法人税額	65		確定地方法人税額	73
	還付金額	66	外	中間還付額	74
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(65)若しくは(16)+(66)又は(66)-(28)	67	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
	この申告前の連結欠損金の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (64)-(73)若しくは((64)+(74)+(75))又は((74)-(65)+(75)-(65の外額))	76
翌期へ繰り越す連結欠損金	69				

別表一の二(一)次葉 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分

(削 除)

(9 別表一の二 (二))

連

平成 年 月 日 税務署長殿	納税地 電話() -	連結親法人 整理番号	連結申告 一連番号
(フリガナ) 連結親 法人名	法人番号	期末現在の 出資金の額	連結申告 年度 (平)
(フリガナ) 代表者 印名押印	代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額
代表者 印			申告年月日
		添付書類	申告区分
			法人税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/>

① 法人税額の計算は、次の①から⑩までの全てに該当する連結親法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記入することになります。

② 別表一における組合員その他の構成員の数が50人以上以上

③ 別表一で行う物品供給事業に係る収入金額が年100万円以上

平成 年 月 日 連結事業年度の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度の地方法人税 申告書

翌年以降
送付要否

適用税額
提出の有無

税理士法第30条
の書面提出者

税理士法第33条
の2の書面提出者

この申告書による法人税額の計算

	十	百	千	円		十	百	千	円
1 連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二[56]の①)					13 所得税の額 (別表六の二[16]の②)				
2 法人税額 (47)又は(50)					14 外周税額 (別表六の二[16])				
3 法人税額の特別控除額 (別表三の二[24]の①) + 別表三(二)[25] + 別表三(二)[20]					15 計 (13)+(14)				
4 差引法人税額 (2)-(3)					16 控除した金額 (11)				
5 連結納税の承認を取り消 された場合等における取 除された法人税額の 特別控除額の加算額					17 控除しなかった金額 (15)-(16)				
6 課税土地課税利益金額 (別表三(二)[24] + 別表三(二)[25] + 別表三(二)[20])			0	0	18 土地課税利益額 (別表三(二)[27])				0
7 同上的に對する税額 (18)+(19)+(20)					19 同上 (別表三(二)[28])				0
8 法人税額計 (4)+(5)+(7)				0	20 同上 (別表三(二)[29])				0
9 控除税額 (11)-(12)+(10)+(9)+(8)					21 所得税額等の差引金額 (17)				
10 差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)				0	22 連結欠損金の繰戻し による差引請求額				
					23 計 (21)+(22)				
					24 この申告書の連結親法 人税又は連結欠損金額 (53)				
					25 この申告により納 付すべき法人 税額又は減少する 差引請求額 (57)				0
					26 連結欠損金等の特別控除額 (別表七の二[3]の計又は[16])				
					27 差引繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5]の合計)				

この申告書による地方法人税額の計算

	十	百	千	円		十	百	千	円	
28 課税標準法人税額 (8)+(8の外書)				0	0	34 この申告による差引金額				
29 所得地方法人税額 (52)					35 この申告書の 課税標準法人税額 (60)				0	0
30 外周税額の控除額 (別表六の二[20])					36 この申告により納 付すべき地方法人税額 (63)				0	0
31 課税標準地方法人税額 (28)-(30)										
32 差引課税地方法人税額 (29)-(30)-(31)-(32)				0						

法0001-0102-02

選 送 行 本 店 本店・支店
付 金 庫 組合 店 業 用 課 金
け 農 協 農 協 本 店・支 店
上 同 等 行 業 用 印
印 税 務 署 取 扱 部

税 理 士
署 名 押 印

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書一連同組合等の分... 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

(削除)

(10 別表一の二(二)次葉)

連 結 結 算 年 度 等		法人名							
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳									
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三)の十二「7」)	9	30						
法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	32						
地 方 法 人 税 額 の 計 算									
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000						
	(1)のうち800万円を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000						
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000						
	連結所得金額 $(37)+(38)+(39)$	40	000						
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000						
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1)-(41)$	42	000						
	連結所得金額 $(41)+(42)$	43	000						
法 人 税 額 の 計 算									
課税標準法人税額 (28)		51	000						
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	53		地方	この申告前の	課税標準法人税額	60	000
		課税土地譲渡利益金額	54				確定地方法人税額	61	
		法人税額	55				欠損金の繰戻しによる還付金額	62	
		還付金額	56	外			この申告により納付すべき地方法人税額 (63-62)若しくは(63+62)又は(62-(34)外額)	63	00
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (55-56)若しくは(55+56)又は(56-55)	57	外	00				
計	この申告前の	連結欠損金の当期控除額	58						
		翌期へ繰り越す連結欠損金	59						

別表一の二(二)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

(削 除)

(11 別表一の二 (三))

連

平成 年 月 日 税務署長殿		連納税地 電話() -	連納税法人 整理番号	連納税申告 一連番号
(フリガナ) 連納税 法人名	(フリガナ) 代表者 記名押印	旧納税地及び 旧法人名等	納税 連納税申告 連納事業年度 (西)	納税 連納事業年度 (西)
法人番号	代表者 住所	納付書類	納税 売上金額	納税 申告年月日
代表者 住所	代表者 住所	納付書類	納税 申告年月日	納税 申告年月日

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
(連結中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間 平成 年 月 日)

適用明細書提出の有無
 税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
1 連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56の①」)					15 所得税の額 (別表六の二「16の③」)				
2 法人税額 (47)					16 外国税額 (別表六の二「16」)				
3 法人税額の特別控除額 (別表四の二「56の②」)					17 計 (15)+(16)				
4 差引法人税額 (2)-(3)					18 控除した金額 (11)				
5 連結税額調整額 (別表三の二「27」)					19 控除しなかった金額 (17)-(18)				
6 土地譲渡課税額 (別表三の二「27」)					20 土地譲渡課税額 (別表三の二「27」)				0
7 同上に対する税額控除金 (20)+(21)+(22)					21 同上 (別表三の二「28」)				0
8 法人税額計 (4)+(5)+(7)				00	22 同上 (別表三の二「29」)				00
9 外国税額 (別表六の二「16」)					23 この申告による連納税額 (19)				
10 控除税額 (別表四の二「56の②」)					24 連結中間納付額 (13)-(12)				
11 差引所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)				00	25 連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額				
12 連結中間申告分の法人税額 (12)-(13)				00	26 計 (23)+(24)+(25)				
13 差引この申告より納付すべき法人税額 (12)-(13)				00	27 この申告による連納税額又は連納欠損金額 (26)				
14 差引この申告より納付すべき法人税額 (12)-(13)				00	28 この申告により納付すべき法人税額又は控除する還付請求税額 (24)				00
					29 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3の計」又は「16」)				
					30 差引繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5の合計」)				

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
31 課税標準法人税額 (8)+(8の外書)				000	39 この申告による還付金額 (37)-(36)				
32 所得地方法人税額 (49)					40 この申告書の課税標準法人税額 (57)				000
33 外国税額の控除額 (別表六の二「20」)					41 この申告により納付すべき地方法人税額 (61)				00
34 外国税額の控除額 (別表六の二「20」)									
35 差引地方法人税額 (32)-(33)-(34)-(35)				00					
36 中間申告分の地方法人税額 (36)-(37)				00					
37 差引確定地方法人税額 (36)-(37)				00					
38 差引この申告より納付すべき地方法人税額 (36)-(37)				00					

税理士
 署名押印

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書「特定の医療法人の分」…平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(削除)

改正前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 業 務 年 度 等		法人名			
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	9	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(32)のうち少ない金額)	33	
法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	35	
法人税額の計算					
	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の16%相当額	45
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43)の20%相当額	46
連結所得金額	(42) + (43)	44	000	法人税額 (45) + (46)	47
地方法人税額の計算					
	課税標準法人税額 (41)	48	000	(48)の4.4%相当額	49
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (04 - 60)若しくは(04 + 60)又は(60 - 60)	54	00	この申告により納付すべき地方法人税額 (58 - 60)若しくは(58 + 60 + 60)又は((60 - 60) + (60 - (39の外額)))	61
	連結所得金額又は連結欠損金額	50		課税標準法人税額	57
	課税土地譲渡利益金額	51		確定地方法人税額	58
	法人税額	52		中間還付額	59
	還付金額	53	外	欠損金の繰戻しによる還付金額	60
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	55			
この申告前の	翌期へ繰り越す連結欠損金	56			

別表一の二(三)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

(5) 別表一の三

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B Q 9 D 2

Header information form for Form FBQ9D2, including fields for tax authority, fiscal year, business type, and taxpayer details.

Declaration header section for Form FBQ9D2, including checkboxes for tax type and submission status.

Main calculation table for Form FBQ9D2, divided into two columns for income tax and local income tax, with rows for various tax components and totals.

Tax agent signature and stamp area for Form FBQ9D2.

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書1-外国法人の分...平成三十一年・四・一以後終了事業年度等分

(13) 別表一の三

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B Q 9 D 1

Header information form for Form FBQ9D1, including fields for tax authority, fiscal year, business type, and taxpayer details.

Declaration header section for Form FBQ9D1, including checkboxes for tax type and submission status.

Main calculation table for Form FBQ9D1, divided into two columns for income tax and local income tax, with rows for various tax components and totals.

Summary calculation table for Form FBQ9D1, showing totals for income tax and local income tax.

Tax agent signature and stamp area for Form FBQ9D1.

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書1-外国法人の分...平成三十一年・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(6 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額(1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	46	000	000
	その他の所得金額	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	55	000	000
	その他の所得金額	(1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額	47	000	000
	法人税額	(46)の15%又は19%相当額	48		
	法人税額	(55)の15%又は19%相当額	57		
	法人税額	(47)の23.2%相当額	49		
	法人税額	(56)の23.2%相当額	58		
	法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		
	法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59		
	法人税額	外国税額(別表六の三「15」)	51		
法人税額	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60			
法人税額	計(50)+(51)	52			
法人税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53			
法人税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54			
法人税額	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61			
この申告が修正申告である場合の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の所得金額又は欠損金額	62			65
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の欠損金額又は災害損失金等の当期控除額	63			66
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金額又は災害損失金	64			67
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の法人税額	68			70
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の還付金額	69			70
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額	(36)	71	000	(71)の4.4%又は10.3%相当額	72
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額		73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76
この申告前の確定地方法人税額		74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74)若しくは((42)+(75)+(76))又は((75)-(43))+((76)-(43)の外額))	77
この申告前の中間還付額		75			00

別表一の三次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(14 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	000	000
	その他の国内源泉所得に係る所得の金額	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	000	000
	その他の国内源泉所得に係る所得の金額	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(44)	45	000	000
	法人税額	(12)のうち年800万円相当額を超える金額(12)-(57)	58	000	000
	法人税額	所得金額(44)+(45)	46	000	000
	法人税額	所得金額(57)+(58)	59	000	000
	法人税額	所得金額(1)	47	000	000
	法人税額	所得金額(12)	60	000	000
	法人税額	(44)の15%相当額	48		
	法人税額	(57)の15%相当額	61		
法人税額	(45)の23.4%又は23.2%相当額	49			
法人税額	(58)の23.4%又は23.2%相当額	62			
法人税額	法人税額(48)+(49)	50			
法人税額	法人税額(61)+(62)	63			
法人税額	法人税額((47)の23.4%又は23.2%相当額)	51			
法人税額	法人税額((60)の23.4%又は23.2%相当額)	64			
法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	52			
法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	65			
法人税額	外国税額(別表六の三「15」)	53			
法人税額	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	66			
法人税額	計(52)+(53)	54			
法人税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(7)	55			
法人税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(54)-(55)	56			
法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	65			
法人税額	所得税の額(別表六(一)「6の②」)	66			
法人税額	外国税額(別表六の三「15」)	67			
法人税額	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(65)-(66)	67			
この申告が修正申告である場合の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の所得金額又は欠損金額	68			71
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の欠損金額又は災害損失金等の当期控除額	69			72
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金額又は災害損失金	70			73
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の法人税額	74			76
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額	この申告前の還付金額	75			76
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額	(35)	77	000	(77)の4.4%相当額	78
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額		79	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82
この申告前の確定地方法人税額		80		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82))又は((81)-(41))+((82)-(41)の外額))	83
この申告前の中間還付額		81			00

別表一の三次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

(7) 別表三(一)

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度	法人名
留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((18)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額 6
年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額 7
計(18) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「47」の②)+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額	9	円	中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「18」)-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」)
前期末配当等の額 (前期の(11))	10		19
当期末配当等の額	11		
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「19」)-別表六(五)の②「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六(五)の②「5」の②)-(別表一「4」+「5」+「7」+「10」の外書))と0のいずれか多い金額(マイナスの場合は0)	12		中小企業者等 (別表一「2」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「18」)-別表六(九)「20」-別表六(十)「11」-別表六(十一)「12」-別表六(十三)「23」-別表六(十四)「17」-別表六(十五)「22」-別表六(十六)「24」-別表六(十九)「19」-別表六(二十)「18」-別表六(二十一)「31」-別表六(二十三)「22」-別表六(二十四)「23」-別表六(二十五)「24」-別表六(二十六)「21」-別表六(二十七)「22」-別表六(二十八)「28」-別表六(二十九)「13」)
住民税額 (25)	13		20
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二)「1」)	14		住民税額 (19)又は(20)×16.3%又は10.4%
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)	16		調整地方税額に係る控除額 $\left[\frac{(21)+((別表一「12」+「18」) \times 20\%)}{(16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)} \right] \times 20\%$
留保控除額 (別表三(一)付表「29」)	17		住民税額から控除される金額 (22)又は(23)のいずれか少ない金額
課税留保金額 (16)-(17)	18	000	住民税額 (21)-(24)

別表三(一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

「18」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

(15) 別表三(一)

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書		事業年度	法人名
留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((18)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額 6
年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額 7
計(18) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「49」の②)+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額	9	円	中小企業者以外の法人 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「18」)-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」)
前期末配当等の額 (前期の(11))	10		19
当期末配当等の額	11		
法人税額及び地方法人税額の合計額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「19」+「36」-「40」-「41」)	12		大法人による完全支配関係がある中小企業者 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10」の外書-「12」-「18」)-別表六(七)「18」-別表六(八)「10」-別表六(九)「12」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(十七)「18」-別表六(十八)「18」-別表六(十九)「49」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十三)「40」-別表六(二十四)「21」-別表六(二十五)「22」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」)
住民税額 (25)	13		20
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二)「1」)	14		住民税額 (19)又は(20)×16.3%
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)	16		調整地方税額に係る控除額 $\left[\frac{(21)+((別表一(一)「12」) \times 20\%)}{(16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)} \right] \times 20\%$
留保控除額 (別表三(一)付表「28」)	17		住民税額から控除される金額 (22)又は(23)のいずれか少ない金額
課税留保金額 (16)-(17)	18	000	住民税額 (21)-(24)

別表三(一) 平三十・四・一以後終了事業年度分

「2」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

(8 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 業 年	・ ・ ・	法 人 名
連結留保金額に対する税額の計算							
課税連結留保金額				税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (20)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額	5			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((20-1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額	6			
年1億円相当額を超える金額 (20)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額	7			
計(20) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)	8			
課税連結留保金額の計算							
当期連結留保所得金額 (別表四の二「54」の②)	9		当期住民税額の合計額 (別表三の二付表二「18」の合計額)	15			
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		外国関係会社等に係る個別控除 対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額)	16			
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人税額等の合計額 (14)+(15)-(16) (マイナスの場合は0)	17			
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「14」の合計額)	12		当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)+(12)-(13)-(17)	18			
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「15」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「29」)	19			
連結法人税額及び連結 地方法人税額の合計額 ((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外費)-「12」- 「13」-別表六の二(二)「8」の③)と0のいずれ か多い金額)+(別表一の二「36」-「40」-「41」)と 0のいずれか多い金額-(別表六の二(二)「8」 の③)-(別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外費)) と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	14	000	課税連結留保金額 (18)-(19)	20			

別表三の二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 業 年	・ ・ ・	法 人 名
連結留保金額に対する税額の計算							
課税連結留保金額				税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (20)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額	5			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((20-1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額	6			
年1億円相当額を超える金額 (20)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額	7			
計(20) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)	8			
課税連結留保金額の計算							
当期連結留保所得金額 (別表四の二「56」の②)	9		当期住民税額の合計額 (別表三の二付表二「18」の合計額)	15			
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		外国関係会社等に係る個別控除 対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額)	16			
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人税額等の合計額 (14)+(15)-(16) (マイナスの場合は0)	17			
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「14」の合計額)	12		当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)+(12)-(13)-(17)	18			
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「15」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「29」)	19			
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」 の外費)-「12」-「13」+「36」-「40」-「41」)	14	000	課税連結留保金額 (18)-(19)	20			

別表三の二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名
連結留保税額の個別帰属額の計算			
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2	連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4
連結個別留保税額の計算			
年 3,000 万円相当額以下の金額 (23)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	5	(5) の 10 % 相当額	8
年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (23 - (5))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ - (5))のいずれか少ない金額	6	(6) の 15 % 相当額	9
年 1 億円相当額を超える金額 (23) - (5) - (6)	7	(7) の 20 % 相当額	10
基準個別留保金額の計算			
個別留保所得金額 (別表四の二付表「54の②」)	11	別表一の二「5」+「7」及び「10」の外書のうち寄せられる金額	24
連結法人間配当等の当期支払額	12	個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25
連結法人間配当等の当期受取額	13	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち寄せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六の二(十三)「20」-別表六の二(二十)「19」-別表六の二(二十一)「20」-別表六の二(二十二)「19」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「11」	26
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14	連結親法人が中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち寄せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(七)付表「11」-別表六の二(八)付表「8」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六の二(十三)「20」-別表六の二(十六)「12」-別表六の二(十七)「11」-別表六の二(十八)付表三「12」+「13」-別表六の二(二十)「19」-別表六の二(二十一)「20」-別表六の二(二十二)付表「8」-別表六の二(二十三)付表「8」-別表六の二(二十四)「14」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「11」	27
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15	住民税額 (24)又は(26)又は(27)のいずれか多い金額×16.3%又は10.4%	28
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として寄せられる金額	16	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	29
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として寄せられる金額	17	$((26) \text{ 又は } (27)) + (別表一の二「12」のうち寄せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)$	30
住民税額 (33)	18	調整個別帰属地方税額に係る控除額 $((24) \text{ 又は } (30) \text{ のいずれか多い金額}) \times 20\%$	31
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「9」)	19	住民税額から控除される金額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額	32
法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20	住民税額	33
当期留保金額個別帰属額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21	基準個別留保金額 (21) - (22)	23
留保控除個別帰属額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22		

別表三の二付表二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

(17 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名
連結留保税額の個別帰属額の計算			
連結個別留保税額 (8) + (9) + (10)	1	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2	連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4
連結個別留保税額の計算			
年 3,000 万円相当額以下の金額 (23)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	5	(5) の 10 % 相当額	8
年 3,000 万円相当額を超え年 1 億円相当額以下の金額 (23 - (5))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ - (5))のいずれか少ない金額	6	(6) の 15 % 相当額	9
年 1 億円相当額を超える金額 (23) - (5) - (6)	7	(7) の 20 % 相当額	10
基準個別留保金額の計算			
個別留保所得金額 (別表四の二付表「56の②」)	11	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち寄せられる金額	24
連結法人間配当等の当期支払額	12	個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25
連結法人間配当等の当期受取額	13	連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち寄せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十三)「15」-別表六の二(二十四)「9」	26
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(15))	14	連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち寄せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(四)付表「10」-別表六の二(五)付表「8」-別表六の二(六)付表「8」-別表六の二(八)「19」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「19」-別表六の二(十一)「20」-別表六の二(十四)「11」-別表六の二(十五)「11」-別表六の二(十六)付表三「11」+「12」+「13」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)付表「14」-別表六の二(二十一)付表「8」-別表六の二(二十二)「14」-別表六の二(二十三)「15」-別表六の二(二十四)「9」	27
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	15	住民税額 (24)又は(26)又は(27)のいずれか多い金額×16.3%	28
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として寄せられる金額	16	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	29
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として寄せられる金額	17	$((26) \text{ 又は } (27)) + (別表一の二「12」のうち寄せられる金額) + (別表六の二(二)付表「18」)$	30
住民税額 (33)	18	調整個別帰属地方税額に係る控除額 $((24) \text{ 又は } (30) \text{ のいずれか多い金額}) \times 20\%$	31
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)「9」)	19	住民税額から控除される金額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額	32
法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (17) + (18) - (19) (マイナスの場合は0)	20	住民税額	33
当期留保金額個別帰属額 (11) + (14) - (15) + (16) - (20)	21	基準個別留保金額 (21) - (22)	23
留保控除個別帰属額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22		

別表三の二付表二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

(10) 別表六(二)

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 〔別表一(一)「4」-別表六(二)「21」の① -別表六(二)「21」の②の① +マイナスの場合は0〕	2		① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	3		② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「25」の①)	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (15) (2) × $\frac{15}{8}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
			計 (21)+(32)-(42)

別表六(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)	47	円
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (47) × 4.4% - (別表一(一)「39」) + (別表六(二)「1」) - (別表一(二)「30」) (マイナスの場合は0)	48	
			地方法人税控除限度額 (15) (48) × $\frac{15}{8}$	49	
差引控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		外国税額の控除額 ((46)と(49)のうち少ない金額)	50	

(18) 別表六(二)

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」-「11」)、(別表一(二)「4」 -「9」)又は(別表一(三)「4」-「9」)	2		① 円
所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	3		② 円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四「25」の①)	5		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12		
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (15) (2) × $\frac{15}{8}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		
			計 (21)+(32)-(42)

別表六(二) 平三十・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一 (三)「4」)	47	円
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (47) × 4.4% - (別表一(一)「39」、別表一(二) 「30」又は別表一(三)「33」)	48	
			地方法人税控除限度額 (48) × $\frac{15}{8}$	49	
差引控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		外国税額の控除額 ((46)と(49)のうち少ない金額)	50	

改 正 後

(11 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書						事業年度又は連結事業年度	法人名
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控除限度等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	国 税	(1) - (6)	7	円
	地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2		道府県民税	((1)+(2)+(3)-(6))と(3)のうち少ない金額	8	
	道府県民税 ((1)×3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3		市町村民税	((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)	9	
	市町村民税 ((1)×9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4		計	(7)+(8)+(9)	10	
	計	5					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額	(6)-(5)	11	
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤
		①	②	③	④	⑤	⑥
・	国 税	円	円		円	外	円
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税			円		外	円
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
合計	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
	計						
	(30)+(31)+(32)						
当期分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)「21」)
	道府県民税	(8)					
	市町村民税	(9)					(33の②)
	計	(10)	(33の③)				
	(34)+(35)+(36)						

別表六(三) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(19 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書						事業年度又は連結事業年度	法人名
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
控除限度等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	国 税	(1) - (6)	7	円
	地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)付表「48」又は別表六の三「46」)	2		道府県民税	((1)+(2)+(3)-(6))と(3)のうち少ない金額	8	
	道府県民税 ((1)×3.2%)又は別表六(三)付表「28の④」)	3		市町村民税	((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)	9	
	市町村民税 ((1)×9.7%)又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4		計	(7)+(8)+(9)	10	
	計	5					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	6		控除限度超過額又は個別控除限度超過額	(6)-(5)	11	
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤
		①	②	③	④	⑤	⑥
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税			円		外	円
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国 税					外	
・	道府県民税						
・	市町村民税						
合計	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
	計						
	③④+⑥+⑦						
当期分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)「21」)
	道府県民税	(8)					
	市町村民税	(9)					(33の②)
	計	(10)	(33の③)				
	③④+⑥+⑦						

別表六(三) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(12 別表六の二 (二))

連 結 事 業 年 度 等		法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の連結の連結の控除の限度額所得の計算額	1	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5」の②)-別表十七(三)の十二「5」 (マイナスの場合は0)	8	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「54」の①)	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	10	(8) + (9) (マイナスの場合は0)
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34」の①)	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計) + (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	12	(10) - (11) (マイナスの場合は0)
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	13	(7) × 90%
	7	計 (2) + (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)
		15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	
		16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	

別表六の二(二) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分

地方法人税額		地方法人税額	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
17	課税標準法人税額 (別表一の二(-)「4」)	19	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$
18	地方法人税額の計算 (17) × 4.4%又は10.3% - (((別表六の二(二)の二「5」の②) + (別表十七(三)の十二「5」) - (17))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)

(20 別表六の二 (二))

連 結 事 業 年 度 等		法人名		
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の連結の連結の控除の限度額所得の計算額	1	当期の連結法人税額 (別表一の二(-)「4」-「11」)、(別表一の二(二)「4」-「9」)又は(別表一の二(三)「4」-「9」)	8	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	10	(8) + (9) (マイナスの場合は0)
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計) + (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	12	(10) - (11) (マイナスの場合は0)
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	13	(7) × 90%
	7	計 (2) + (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)
		15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	
		16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	

別表六の二(二) 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

地方法人税額の計算		地方法人税額	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
17	課税標準法人税額 (別表一の二(-)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	19	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$
18	地方法人税額の計算 (17) × 4.4% - (別表一の二(-)「39」、別表一の二(二)「30」又は別表一の二(三)「33」)	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)

(13 別表六の二(二)付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連 結 年 度 等	法人名	別表六の二(二)付表 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分	①のうち 非課税所得分
当期の連結控除限度額 (別表六(二)「15」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円
国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表「25」)	3		納付した個別控除 対象外国法人税額	20	
その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4		交際費等の損金不算 入額の個別帰属額	21	
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5		貸倒引当金の戻入額	22	
非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表「25」 (マイナスの場合は0)	6			23	
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			24	
別表六(二)「12」の金額	8			25	
調整連結国外所得金額 (別表六(二)「14」)	9			26	
(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10			27	
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額	11			28	
各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			29	
連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13			30	
法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額	14			31	
法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15			32	
法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			33	
計 (14) + (15) + (16)	17			34	
個別帰属額 (17)	18			35	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)「19」)	47	円
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属額 (47) × $\frac{(11)}{(12)}$	48	
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控除できる金額 ((46)と(48)のうち少ない金額)	49	

(21 別表六の二(二)付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連 結 年 度 等	法人名	別表六の二(二)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分	①のうち 非課税所得分
当期の連結控除限度額 (別表六(二)「15」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円
国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表「25」)	3		納付した個別控除対象外国法人税額	20	
その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4		交際費等の損金不算入額の個別帰属額	21	
(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5		貸倒引当金の戻入額	22	
非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表「25」 (マイナスの場合は0)	6			23	
(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			24	
別表六(二)「12」の金額	8			25	
調整連結国外所得金額 (別表六(二)「14」)	9			26	
(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10			27	
個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額	11			28	
各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			29	
連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13			30	
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額	14			31	
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15			32	
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			33	
計 (14) + (15) + (16)	17			34	
個別帰属額 (17)	18			35	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)「19」)	47	円
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属額 (47) × $\frac{(11)}{(12)}$	48	
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控除できる金額 ((46)と(48)のうち少ない金額)	49	

(14 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	
当期の恒久的施設得属所得の控除限度額 の調整 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六の二 (五の二)「5」の③) (マイナスの場合は0)	2	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	3	
	繰越欠損金又は災害 損失金の当期控除額 (別表七(-)「4」の計)	4	
	組合等損失額の 損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	
	組合等損失超過合計額 の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	
	計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	
	(40) (マイナスの場合は0)	8	
	(7) × 90%	9	
	調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11	
	法第144条の2第1項 により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12	
	法第144条の2第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13	
	法第144条の2第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14	
	当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	
	II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	
法人税の控除限度額 (11)	42		
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43		
課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円	000
恒久的施設得属地方法人税額 (44) × 4.4%又は法第144条の二(五の二) 「5」の③)-(44)のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	45		
地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額)	47		

別表六の三 平三十一・四・一以後終了事業年度分

(22 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	
当期の恒久的施設得属所得の控除限度額 の調整 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	3	
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(-)「4」の計)	4	
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	
	計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	
	(40) (マイナスの場合は0)	8	
	(7) × 90%	9	
	調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10	
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11	
	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12	
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13	
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14	
	当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	15	
	II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	
法人税の控除限度額 (11)	42		
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43		
課税標準法人税額 (2)	44	円	000
恒久的施設得属地方法人税額 (44) × 4.4%	45		
地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額)	47		

別表六の三 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

(15 別表十三 (五))

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

		事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度	法人名	事業年度又は連結事業年度
		(号数当)	(号数当)	()	()
譲渡資産の対価の明細	譲渡した資産の種類	1			
	同上の資産の取得年月日	2	・ ・	・ ・	・ ・
	譲渡した資産の所在地	3			
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・
	対価の額	6	円	円	円
	帳簿価額	7			
	譲渡に要した経費の額	8			
	計 (7) + (8)	9			
差 益 割 合	10				
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11			
	取得した買換資産の所在地	12			
	取得年月日	13	・ ・	・ ・	・ ・
	買換資産の取得価額	14	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・ ・	・ ・	・ ・
	(16)の建物、構築物等を事業の用に供した年月日	16	・ ・	・ ・	・ ・
	取得した土地等の面積	17	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換の特別の対象とならない面積	18			
	取得価額	19	円	円	円
計 (14) × (18) ÷ (19)	20				
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21			
	買換資産の取得のための(8の計)又は(6の計)のうち特別勘定損額に相当するものから支出した金額	22			
	圧縮基礎取得価額 (14)又は(20)と(22)のうち小さい金額	23			
	前期末の取得価額	24			
	前期末の帳簿価額	25			
	圧縮基礎取得価額 (23) × (25) ÷ (24)	26			
	圧縮限度額 ((23)又は(26)) × (10) × 80、70又は75 ÷ 100	27			
	圧縮限度超過額 (21) - (27)	28			
	対価の額の合計額 (6の計)	29	円		円
対価の額の残額の計算	特別勘定に経理した金額	36			
	特別勘定の繰入限度額 (31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	37			
	繰入限度額 (37) × (10) × 80、70又は75 ÷ 100	38			
	繰入限度超過額 (36) - (38)	39			
	当初の特別勘定の金額 (36) - (39)	40			
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41			
	当期中に益金の額に算入すべき金額	42			
期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)	43				
特別勘定の繰入限度額 (37) × (10) × 80、70又は75 ÷ 100	38				
繰入限度超過額 (36) - (38)	39				
当初の特別勘定の金額 (36) - (39)	40				
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41				
当期中に益金の額に算入すべき金額	42				
期末特別勘定残額 (40) - (41) - (42)	43				
その他参考となる事項					

別表十三(五) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(追 加)

(16 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の十二

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

内額国等法人当の額控除対象額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	1	円
法人税の額	法人税の額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
法人税の額から控除する金額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
(1)のうち法人税の額を超える金額	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	5	
法人税の額	法人税の額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
法人税の額から控除する金額	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
(5)のうち法人税の額を超える金額	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	9	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
個別帰属額	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額	12	円	地方法人税の額から控除する金額 (別表一の二「39」)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	13		個別帰属額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

(23 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の十二

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

内額国等法人当の額控除対象額	控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	1	円
法人税の額	法人税の額 (別表一(一)「10」、別表一(二)「8」又は別表一(三)「8」)	2	
法人税の額から控除する金額	法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
(1)のうち法人税の額を超える金額	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	5	
法人税の額	法人税の額 (別表一の二(一)「10」、別表一の二(二)「8」又は別表一の二(三)「8」)	6	
法人税の額から控除する金額	法人税の額から控除する金額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
(5)のうち法人税の額を超える金額	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額	個別控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	9	
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
個別帰属額	個別帰属額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額	12	円	地方法人税の額から控除する金額 (8)と(別表一の二(一)「38」、別表一の二(二)「29」又は別表一の二(三)「32」のうち、少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額	13		個別帰属額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

(24 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)
(フリガナ) _____
法人名 _____
法人番号 _____
(フリガナ) _____
代表者 氏名 住所 代表者印
税理士 署名押印

令和 年 月 日

税務署長殿

整理番号

前事業年度等 法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	地方税法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日
法人税額 円 〇〇	地方税法人税額 円 〇〇
同上の税額 × 〇	同上の税額 × 〇
納付すべき法人税額 円 〇〇	納付すべき地方税法人税額 円 〇〇

この申告が修正申告である場合は
この申告書の計額
この申告に
より算出する
法人税額
この申告に
より算出する
地方税法人税額

別表十八 第三十・四・一以後提出分

(17 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書
地方税法第七十一条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)
(フリガナ) _____
法人名 _____
法人番号 _____
(フリガナ) _____
代表者 氏名 住所 代表者印
税理士 署名押印

令和 年 月 日

税務署長殿

整理番号

前事業年度等 法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日	地方税法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 平成 年 月 日
法人税額 円 〇〇	地方税法人税額 円 〇〇
同上の税額 × 〇	同上の税額 × 〇
納付すべき法人税額 円 〇〇	納付すべき地方税法人税額 円 〇〇

この申告が修正申告である場合は
この申告書の計額
この申告に
より算出する
法人税額
この申告に
より算出する
地方税法人税額

別表十八 第三十・四・一以後提出分

前

正

改

(25 別表十八の二)

別表十八の二 第三十・四・一以後提出分

令和 年 月 日 納税番号		連絡グループ 整理番号	連絡グループ 整理番号
前連結事業年度等 法人税額の計算		前連結事業年度等 法人税額の計算	前連結事業年度等 法人税額の計算
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)
法人名	法人名	法人名	法人名
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印
税理士 署名押印	税理士 署名押印	税理士 署名押印	税理士 署名押印

(税務署提出用)

改

正

後

(18 別表十八の二)

別表十八の二 第三十一・四・一以後提出分

令和 年 月 日 納税番号		連絡グループ 整理番号	連絡グループ 整理番号
前連結事業年度等 法人税額の計算		前連結事業年度等 法人税額の計算	前連結事業年度等 法人税額の計算
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)	納税地 (電話番号)
法人名	法人名	法人名	法人名
法人番号	法人番号	法人番号	法人番号
(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印	(フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 印
税理士 署名押印	税理士 署名押印	税理士 署名押印	税理士 署名押印

(税務署提出用)

(28) 別表十九

Form for business registration details including company name, address, and fiscal year.

Form for tax declaration details including tax type, period, and filing status.

この申告書による法人税額の計算

Table for calculating corporate tax amount with 14 rows and columns for tax components.

この申告書による地方法人税額の計算

Table for calculating local corporate tax amount with 4 rows and columns for tax components.

Seal and signature area for the taxpayer.

別表十九 地租年金額等を付する法人の分—平成三十一年四月一以後終了事業年度毎分

(19) 別表十九

Form for business registration details (previous version).

Form for tax declaration details (previous version).

この申告書による法人税額の計算

Table for calculating corporate tax amount (previous version).

この申告書による地方法人税額の計算

Table for calculating local corporate tax amount (previous version).

Seal and signature area for the taxpayer (previous version).

別表十九 地租年金額等を付する法人の分—平成三十一年四月一以後終了事業年度毎分